

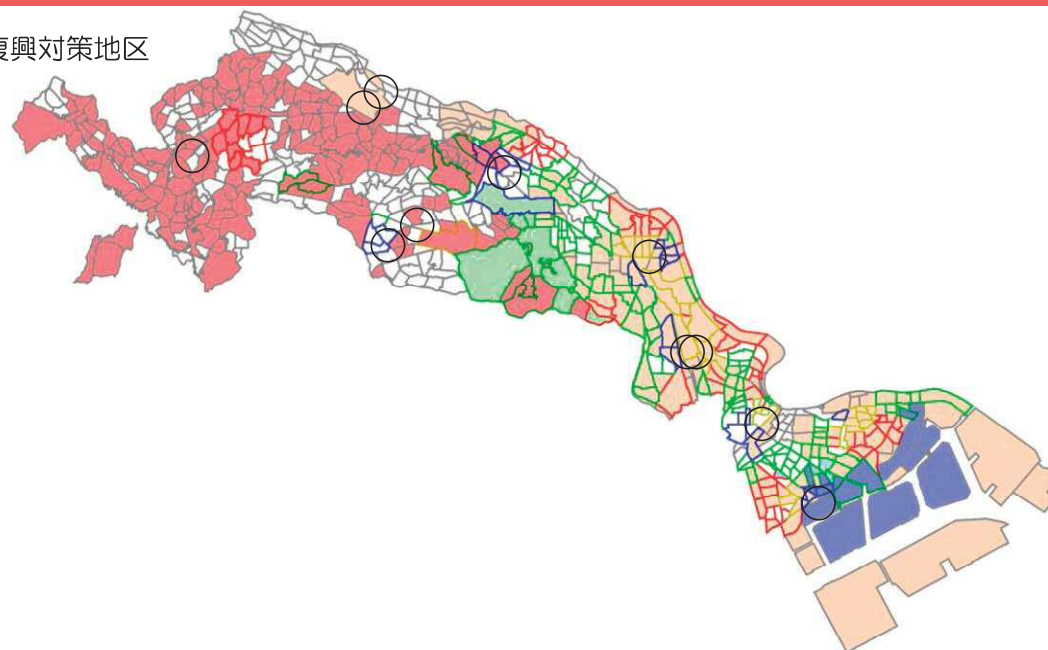
# Ⅲ. 復興都市づくり —都市復興対策地区の抽出と都市復興計画策定の流れ

- 困難な状況下においても都市復興計画を確実・迅速に策定可能とするため、平常時から復興まちづくりの方向性を幅広く検討することによって柔軟な対応力を強化します。
- 都市復興計画の策定作業の内容や考慮すべきポイント、タイムスケジュールを示し、市民と共有化を図ることで円滑な復興を推進します。
- 役割分担や関係部門との連携体制をマニュアルに取りまとめ、今後はこれを基に継続的な職員のスキルアップにも取り組みます。

## 都市復興対策地区の抽出

本市では、あらゆる自然災害の中で川崎市直下の地震等が発生した場合に最も甚大な被害の発生が広範囲で想定されています。本検討は極限的な状況下で、最適な復興の方向性やそれを実現するための速やかな事業手法の選択が可能となるよう、極力選択肢を多く用意しておく観点から、起こりうるケースを幅広く検討するものです。

■ 都市復興対策地区



凡例

□ A	□ E
□ B	□ F
□ C	□ G
□ D	□ EF
	□ FG

○ 拠点駅

被害	市街地特性	
	一般市街地	拠点地域(拠点駅周辺)
火災 + 倒壊	A	B
倒壊	C	D

宅盤	造成地崩壊	E
	液状化	F
津波		G

※ 拠点地域は、拠点駅から半径 500m の範囲内を対象とし、一般市街地は拠点地域以外の地域を対象とする。  
 ※ 被害の大きい地域に町丁目の一部でも該当した場合、その町丁目全体は被害を受けると見なす。

## 都市復興計画策定の全体の流れ

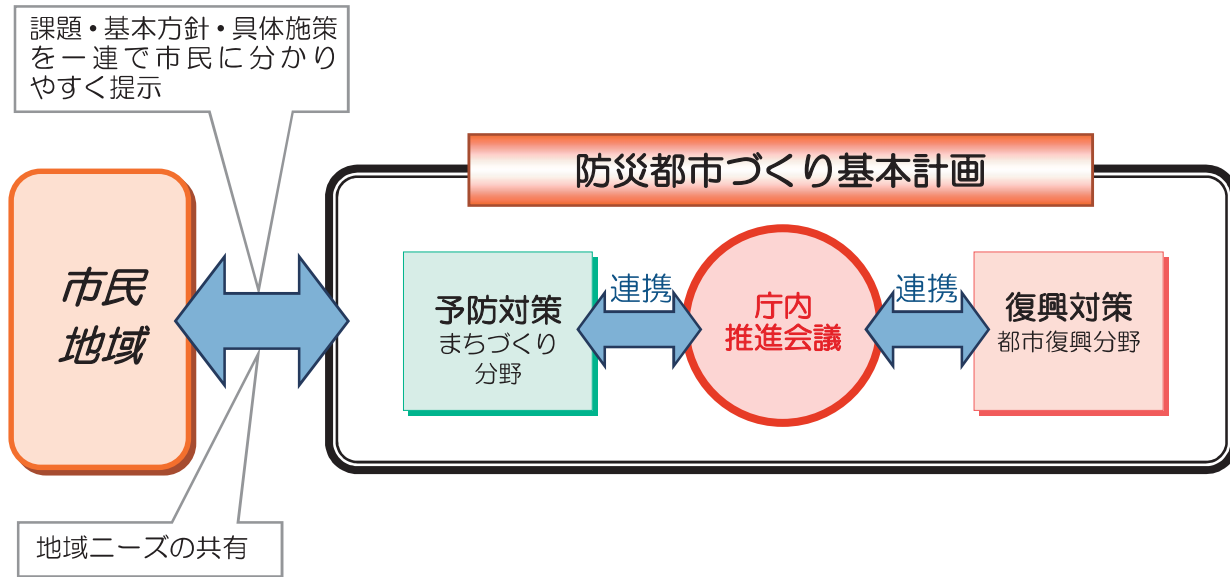
全体の流れ	行動項目	内容	発災前	初動期										
				発災後すぐ	24時間以内	1週間以内	2週間以内	3週間以内	1ヶ月以内	2ヶ月以内	6ヶ月以内	6ヶ月以降		
発災前	都市復興に向けた事前の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要業務と動員計画の整理</li> <li>● 活動拠点等の整備</li> <li>● 都市復興の将来像の検討</li> <li>● 事前周知事項の整理・周知の実施</li> </ul>		都市復興のプロセスについて、市民・職員ともに理解を深めます。										
初動段階	初動期の体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 活動拠点の確保</li> <li>● まちづくり部連絡調整会議の設置</li> </ul>		確立										
復興まちづくりの体制の確立	復興期の体制への移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 復興まちづくり部会の設置</li> </ul>		体制の継続と活動										
第1段階(発災後2週間)	家屋被害概況調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査実施の判断</li> <li>● 調査の実施</li> <li>● 現地調査結果のとりまとめ</li> </ul>		復興まちづくり協議会等の設置について地元住民と調整します。										
	都市復興基本方針の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市復興基本方針の策定と公表</li> <li>● 被災地区における協働の呼び掛け</li> </ul>	事前周知	策定と公表										
都市復興基本方針の策定	第一次建築制限の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築制限についての事前周知</li> <li>● 第一次建築制限区域の指定</li> <li>● 建築制限に関する周知・相談</li> <li>● 期間延長の検討・告示</li> </ul>	事前準備	被災地区における協働の呼び掛け										
	復興対象地区の区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 既存資料等の保管・準備</li> <li>● 復興対象地区の決定・公表・見直し</li> </ul>		決定・告示										
第2段階(発災後2ヶ月)	都市復興計画(骨子案)の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市復興計画(骨子案)の作成と公表</li> </ul>		説明会や住民相談										
	復興対象地区の区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被災市街地復興推進地域の都市計画決定・告示</li> <li>● 第二次建築制限の実施</li> </ul>		第一次建築制限実施										
第3段階(発災後6ヶ月)	地区別都市復興計画等の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地区別都市復興計画等(案)の作成・周知</li> <li>● 復興まちづくり連絡会議における調整</li> <li>● 地区別都市復興計画等の決定</li> </ul>		第二次建築制限実施										
	都市復興計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市復興計画の策定</li> <li>● 都市復興計画の公表</li> </ul>		検討										
第4段階(発災後6ヶ月以降)	都市復興事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 復興事業計画の策定</li> <li>● 復興事業の推進</li> </ul>		説明会や住民相談										
	都市復興事業の推進			地区別都市復興計画										
				住民アンケート調査やまちづくり協議会との検討結果や提案を地区別の都市復興計画に反映します。										
				復興事業の推進										
				関係権利者や地区住民と協議を行い、事業計画を策定します。										

(凡例: は各手順の実施時期)

# 防災都市づくりの推進のために

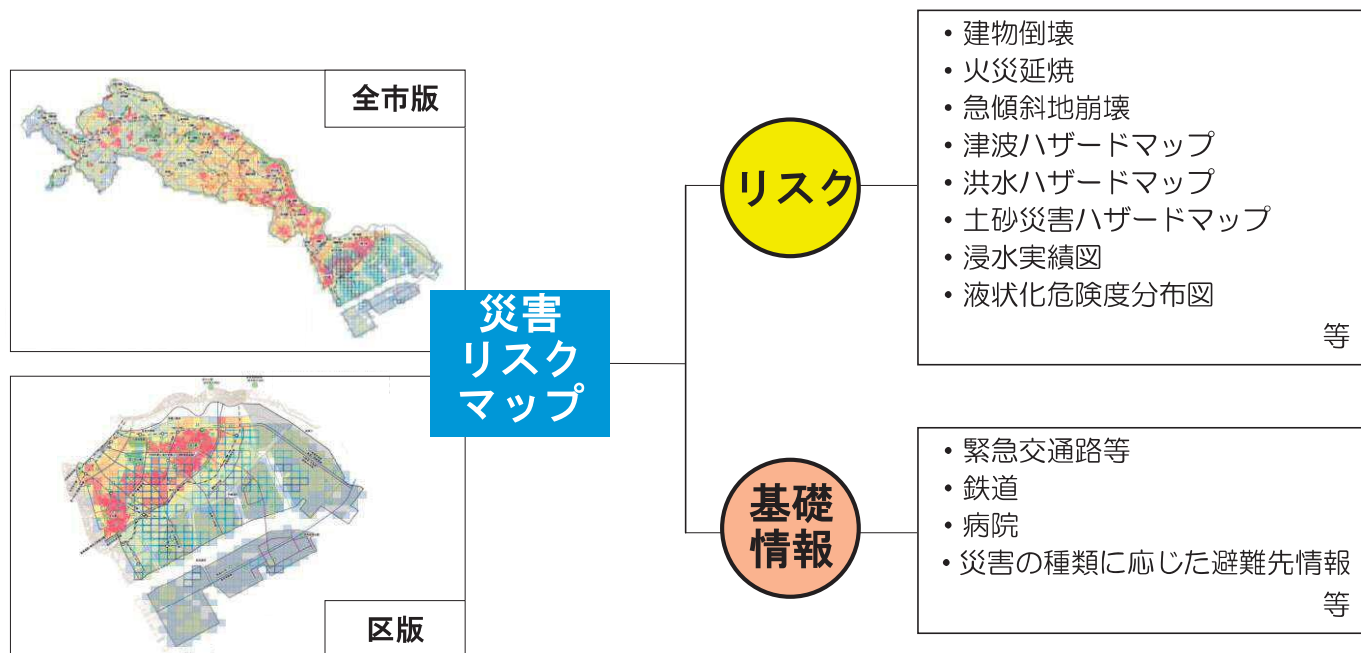
## 推進方策のイメージ

- 防災都市づくりのハード・ソフトに係る関連部署による推進会議を設置し、組織横断的な連携を強化や減災へ効果的な施策組合せ等の創出に向けた検討を進めるとともに、防災上課題のある地域には行政が積極的に関与し、地域防災力の向上を目指します。



## 災害リスクマップの構成イメージ

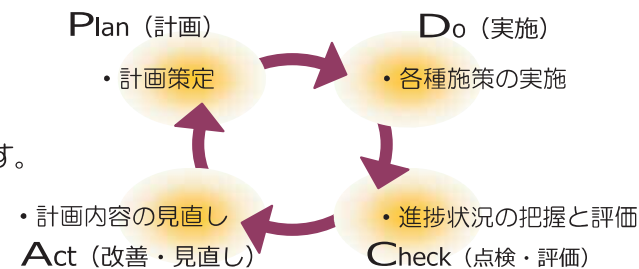
- 防災まちづくりのきっかけとなるよう、個人や地域に災害リスクを正しく理解していただくため、多岐に渡る災害リスク情報を一元化した「災害リスクマップ」にまとめ、Web等で情報を提供します。



※リスクの種類に応じて避難先情報等もレイヤ別に表示

## 計画の推進

- 計画策定後は、関連施策の進行管理を推進します。
- PDCA サイクルによって機動的に見直しを実施します。



## 関連情報等

名称	制度概要・問合せ先
木造住宅耐震診断士派遣制度 木造住宅耐震改修助成制度	無料で耐震診断士を派遣し、診断します。また、耐震改修工事等の費用の一部を助成します。 主な対象：昭和56年以前に建てられた木造2階建てまたは平屋の住宅 問合せ先：まちづくり局建築管理課 電話 044-200-3017
分譲マンション耐震診断・耐震改修工事等費用助成制度	耐震診断や耐震改修工事等を行うマンションの管理組合に対して、費用の一部を助成します。 主な対象：昭和56年以前に建てられた分譲マンション 問合せ先：まちづくり局住宅整備課 電話 044-200-2997
宅地防災工事助成金制度 ・宅地防災工事 ・宅地減災工事(平成27年4月より)	人工崖(擁壁)や自然崖に対する防災対策工事の費用の一部を助成します。 <宅地防災工事> 宅地造成等規制法又は建築基準法で定める技術基準に適合する工事(擁壁の設置又は築造替えなど) <宅地減災工事> 補修・補強等による減災効果が適当であると市長が認める工事(アンカーの設置、大谷石積み擁壁の補強など) 主な対象： ・高さが2mを超える崖 ・人工崖の場合は築造から10年を超えている崖 ・建築物、公共施設又は私道に崖崩れの被害が及びおそれのある崖 問合せ先：まちづくり局宅地企画指導課 電話 044-200-3035
狭あい道路拡幅整備事業	建物を建築を行う場合等で、狭あい道路の拡幅整備を行う際に後退用地の整備や門塀等の除却費の一部を助成します。 主な対象：道幅が4m未満の建築基準法による道路等 問合せ先：まちづくり局建築審査課 電話 044-200-3194
住宅の耐震化などに関する無料相談窓口	住宅の耐震化、マンションの大規模修繕など住宅全般に関する相談に一級建築士などの専門家が無料で応じております。また、必要に応じアドバイザーによる派遣相談も行っております。相談は予約制です。 問合せ先： 一般財団法人 川崎市まちづくり公社 電話 044-211-7851 <住宅相談・マンション管理相談> 住所：川崎市川崎区宮本町3-4電公ビル4F NPO 住宅相談コーナー <住宅相談> 電話 044-844-7306 <マンション管理相談> 電話 044-379-5334 住所：川崎市高津区溝口1丁目3番1号ノクティブラザ1地下1階 住まいの情報サロン内
自主防災組織防災資器材購入補助金交付制度	自主防災組織が、地域での自主防災活動を目的とした防災資器材を購入しようとする場合に、限度額の範囲内で助成します。 主な対象：自主防災組織として認定された団体 問合せ先：総務局危機管理室 電話 044-200-2795
家具転倒防止金具の無料取付け	地震の発生時に起こる家具転倒事故を防ぐため、みずから家具転倒防止金具を取り付けることが困難な世帯に、金具を無料で取り付けます。 主な対象：ひとり暮らしの高齢者・障害者、高齢者のみの世帯などで、みずから金具を取り付けることが困難な世帯 申込み：サンキューコールかわさき 電話 044-200-3939 受付時間：午前8時～午後9時 問合せ先：健康福祉局地域福祉課 電話 044-200-2628
災害時要援護者避難支援制度	災害時に自力で避難することが困難な災害時要援護者から名簿登録の申込みをしていただき、地域の支援組織に名簿を提供し、地域において共助による避難支援体制づくりを行います。 主な対象：災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある在宅で生活している方で、支援組織への個人情報提供に同意する方 問合せ先：健康福祉局地域福祉課 電話 044-200-2628



KAWASAKI CITY

川崎市

**川崎市防災都市づくり基本計画 概要版**

発行日：平成27(2015)年3月

問合せ先：川崎市まちづくり局 計画部 都市計画課

川崎市川崎区宮本町1番地

電話番号：044-200-2733(直通)

F A X：044-200-3969

E-mail：50tosike@city.kawasaki.jp